



2019年12月23日

各 位

会 社 名 あすか製薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 隆
(コード番号 4514 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画部長 長尾 智仁
(TEL. 03-5484-8366)

単独株式移転による持株会社体制への移行に関する準備開始のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年4月1日を目処に持株会社体制へ移行する方針を決定し、その準備を開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行は、2020年6月に開催予定の株主総会における承認が得られることを条件に実施する予定です。詳細事項につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 持株会社体制移行の背景と目的

わが国では社会の高齢化率が急速に高まる中、社会保障費の拡大が国家財政を圧迫する要因となるとともに、労働力の減少に伴う経済活動の停滞が懸念されております。こうした状況に対して国は、公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて国民の健康寿命の延伸を図ることが、これらの課題に対応する有効な施策と位置付けています。

このような背景の中、当社は「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の医療に貢献する」との経営理念の下、医薬品をはじめとした医療関連ビジネスに取り組んでまいりましたが、今後、更なる社会からの期待に応えるとともに、継続的な企業価値の向上を追求するためには、持株会社体制へ移行して“トータルヘルスケアカンパニー”を目指すことが最適と判断いたしました。持株会社体制とすることによって新規領域での事業強化を図るとともに、事業執行における意思決定の迅速化を進めて参ります。また、ガバナンス強化の観点からも、経営監督機能と業務執行機能を分離する持株会社体制は適していると考えております。

2. 持株会社体制への移行方法等

持株会社体制への移行方法は、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転(以下「本株式

移転」といいます。)により持株会社を設立します。この結果、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所にテクニカル上場を申請し、引き続き同市場第一部に上場することを予定しているため、実質的に株式の上場を維持する方針です。

なお、株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)、設立する持株会社の商号及び体制、その他詳細事項につきましては、今後決定次第、速やかにお知らせ致します。

3. 持株会社体制への移行スケジュール

2020年3月下旬(予定) 本株式移転計画承認取締役会

2020年6月下旬(予定) 本株式移転計画承認株主総会

2021年4月1日(予定) 本株式移転効力発生日

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他事由により日程を変更することがございます。

以上